

2020年8月5日

弊グループ社員の新型コロナウイルス感染症 発症以降の経過及び弊グループ対応の詳細

株式会社ネクサス・アールホールディングス

目次

ご挨拶.....	3
社員 A（新型コロナウイルス感染者）の発症以降の経過の概要	4
社員 A の発症以降の弊グループの対応の概要.....	5
社員 A の発症以降の経過及び弊グループの対応の詳細.....	6
責任者コメント	11

ご挨拶

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

このたび弊グループの社員 1 名の新型コロナウイルス感染が確認され、在宅での勤務体制への切り替えやショールームの消毒などの対応をいたしました。幸いなことに感染拡大は起きず、7/25（土）より通常営業を再開しております。

日々新型コロナウイルスの新規感染者数が報道されるなか、「我が社の社員が感染した場合、どのように対応すればよいのか」とお悩みの企業担当者の方が少なくないでしょう。この現状を鑑みて、このたび、弊グループは以下 2 点を公表することを決定いたしました。

- 1、新型コロナウイルスに感染した社員の、発症以降の経過
- 2、社員の新型コロナウイルス感染症発症以降の弊グループの対応の詳細

上記の公表が、弊グループのような中小企業における新型コロナウイルス感染判明への対応についてお悩み・ご不安をお抱えの企業担当者の方の一助となれば幸いです。

なお、今回の公表について、感染した社員本人の了承を得ております。

敬具

社員 A（新型コロナウイルス感染者）の発症以降の経過の概要

発症 1 日目	朝に 38.5℃の発熱を確認し、管理職 B に連絡。医療機関を受診するよう指示を受ける。5 軒の医療機関に受診を拒否されるも、家族や友人の助力もあり、自費で PCR 検査を実施。
2 日目	自宅待機。
3 日目	自宅待機。平熱を確認するも、味覚と嗅覚を消失。
4 日目	病院より検査結果が陽性だった旨の通知がくる。管理職 B に PCR 検査の結果が陽性であった旨を電話で連絡。保健所から電話が入り、直近 2 週間の動向の細かいヒアリングを受ける。また、この後 10 日間ほどの入院となるので入院の準備をしておくよう指示を受ける。
5 日目	保健所が手配した病院に昼頃から入院。
6 日目～ 14 日目	入院期間。倦怠感や筋肉痛、肺の軽度の炎症などの症状。
15 日目	退院。
16 日目	通常勤務に復帰。

社員 A の発症以降の弊グループの対応概要

発症 1 日目	朝、社員 A より発熱の連絡。医療機関を受診するよう指示。
2 日目～ 3 日目	社員 A は自宅待機。会社は通常営業。
4 日目	社員 A より PCR 検査の結果が陽性であった旨の連絡。社員 A が勤務する両国オフィス兼ショールーム（以下、両国ショールーム）は営業中止。保健所より社員 A の直近 2 週間の行動履歴及び接触者の情報を求められ、メールで該当の情報を提供。
5 日目	一部の管理者を除き、両国ショールーム及び同ビル内別フロアのグループ会社（以下、グループ会社）社員は在宅勤務。保健所より社員 5 名が濃厚接触者にあたる旨の通知。保健所の要求に伴い 5 名の濃厚接触者の自宅住所などの情報を提供。その後、発症前 3 日間に社員 A と接触した社外の方及び両国ショールームが在籍するビルの管理会社へ連絡、社員がコロナに感染した旨を Web サイト上で公表、グループ全社へ社員が感染した旨を通達。
6 日目	この日より両国ショールーム社員は在宅勤務、グループ会社は希望者のみ在宅勤務。社員 A とは別フロアの社員 F が倦怠感を訴えたため、保健所に問い合わせ。保健所は「症状が出ている本人が自身の居住する地域の保健所に問い合わせを」と回答。保健所の回答を社員 F に通達。社員 F は問い合わせをせず、その後自然回復。専門業者による両国ショールーム及びビルの共用部分の消毒を実施。
7 日目	濃厚接触者 5 名のうち 3 名の陰性を確認。
8 日目	濃厚接触者残り 2 名及び社員 A の家族の陰性を確認。その旨をグループ全社に通達。感染拡大はなかった旨を社外に連絡。
9 日目 ～ 14 日目	両国ショールーム社員は在宅勤務、グループ会社は希望者のみ在宅勤務の体制を継続。
15 日目 ～ 18 日目	通常営業。
19 日目	通常営業。抗ウイルス除菌剤ダイヤニウムによる抗ウイルスコーティング処理を両国ショールームに実施。

社員 A の発症以降の経過及び弊グループの対応の詳細

発症 1 日目（社員 A が発熱）

社員 A が朝の出勤前に自身の体温を測ると、38.5℃の発熱を確認。管理職 B に発熱の旨を電話で連絡した。連絡を受けた管理職 B は、医療機関を受診するよう指示。

指示を受けた社員 A は、保健所及び医療機関 5 軒に電話で問い合わせたが、受診を拒否された。しかし、友人の紹介で PCR 検査に対応している病院を受診。PCR 検査キットを入手し、自宅で検査を実施した。その後、本人の唾液を採取した検査キットを、社員 A の妻が病院に届けた。

発症 2～3 日目（味覚・嗅覚の消失を確認）

発症 2 日目、管理職 B の指示で、社員 A は自宅待機。社員 A が勤務する両国オフィス兼ショールーム（以下、両国ショールーム）は通常通りの営業を行った。

発症 3 日目、社員 A は自身で体温を測り平熱を確認したが、管理職 B の指示通り自宅待機を継続した。両国ショールームは通常通りの営業を行った。同日の夜、社員 A は自宅で夕飯にカレーライスを食べたが、全く味を感じられず、味覚の消失が確認された。試しに香りの強いボディースーツを使用したところ、香りを全く感じられず、嗅覚の消失も確認された。

発症 4 日目（社員 A の陽性が判明）

15 時 40 分、社員 A が発症 1 日目に受診した病院から社員 A に電話があり、PCR 検査の結果が陽性であった旨が通知された。その後、社員 A に保健所から電話が入り、社員 A は直近 2 週間の行動履歴について 1 時間程度のヒアリングを受けた。また、この後 10 日間の入院となるため入院の準備をしておくよう指示された。

16 時 30 分頃、社員 A から管理職 B へ、PCR 検査の結果が陽性であった旨の連絡が入った。管理職 B はその旨を経営層 E に連絡。社員 1 名が新型コロナウイルスに感染した旨が両国ショールーム及び同ビル内別フロアのグループ会社（以下、グループ会社）で共有された。両国ショールームは営業を中止し、管理職 B 以外の両国ショールームの社員は自宅待機の指示を受けて帰宅。その後の対応は管理職 B が主に担当した。保健所とのやりとりはグループ会社管理部門社員 C が担当する旨が決定された。

17 時 00 分頃、両国ショールーム及びグループ会社は翌日の勤務体制を一部の管理者を除いて在宅勤務とする旨を決定。

17 時 30 分頃、保健所から電話があり、管理職 B は社員 A の直近 2 週間の行動履歴及び接触者の情報を求められた。これを受け、管理職 B はこの日のうちに保健所へメールで該当の情報を提供。

18 時 00 分頃、社員 C が保健所に消毒の是非を問い合わせた。保健所は「消毒の義務は

ない。もし心配であれば、感染者のデスクまわりなどの消毒をするとよい」と回答した。

18時30分頃、同ビル内の別テナント企業が両国ショールームに来社。コロナ感染者が発生した噂をビルの共用エレベーターで聞いた旨を述べ、説明を求めた。これを受け、両国ショールームの社員1名の新型コロナウイルス感染が確認された旨を説明。その後、ビルの共用エレベーターにおいて次亜塩素酸水を用いた消毒を実施した。

発症5日目（濃厚接触者が判明）

前日の決定通り、両国ショールーム及びグループ会社の社員は、一部の管理者を除いて在宅勤務を実施。

9時30分頃、前日来社した別テナント企業を、グループ会社管理部門の管理職Dが訪問。ご心配をおかけしたことを謝罪し、以下3点を説明。

- 1、感染者の行動履歴などの情報をすでに保健所に提供済みであること
- 2、保健所の見解では、別フロアの方の感染は考えにくいこと
- 3、今後、事態の進展があればまたご報告に伺うこと

11時30分頃、保健所より社員Cに電話があり、両国ショールームの社員5名が濃厚接触者にあたる旨の通知を受けた。これを受け、社員Aが発症した日から14日間、両国ショールームを閉鎖、ショールームに勤務する全社員を在宅勤務に、グループ会社については希望者のみ在宅勤務とする旨を決定し、社員に通達した。

このとき保健所から5名の濃厚接触者の自宅の住所などの情報を求められ、保健所の求めに該当する情報を提供した。また、保健所とのやりとりを通じて以下の5点を確認した。

- 1、PCR検査の手配など、感染者及び濃厚接触者への対応は、感染者及び濃厚接触者本人の自宅住所の管轄の保健所が行う。
- 2、社員Aを経由して新型コロナウイルスに感染している恐れが高いのは、社員Aが発症前3日間の期間内で社員Aと濃厚接触した人のみ。
- 3、発症前3日間の期間に社員Aは社外の人にも接触している。しかし、これらの接触は濃厚接触には当たらず、接触した社外の人が社員Aを経由して新型コロナウイルスに感染している恐れは低いいため、社員Aが新型コロナウイルスに感染した旨を社外に連絡する義務はない。会社の判断に任せる。
- 4、社員の新型コロナウイルス感染が判明したとき、その旨を会社が公表する義務はない。公表の是非は会社の判断に任せる。ただし、公表する場合は事前に保健所へ一報を求む。なぜなら公表に伴い会社の近隣住民から保健所に問い合わせが殺到する恐れがあるから。現状として、社員が感染した旨を公表している企業は少ない。
- 5、社員の新型コロナウイルス感染が判明したとき、企業が勤務体制を在宅勤務に切り替え

たり、営業を中止したりする義務はない。会社の判断に任せる。

この後、12時00分頃から、インターネットで新型コロナウイルス感染者が出たときの対処法などについて調査をしつつ、今後の対応について経営層 E 及び管理職 D でミーティングを開始した。

ミーティングを進行しつつ、「インターネット上などの情報では、感染から発症まで 1～2週間とある。発症 4 日前以前に社員 A と接触した方にも連絡した方がよいのではないか」と保健所に問い合わせたところ、保健所は「発症 4 日前以前の接触者となると、該当する接触者に社員 A がウイルスを移した恐れではなく、該当する接触者から社員 A がウイルスを移された恐れが高くなる。社員 A が発症 4 日前以前の時点で接触者にウイルスを移した恐れは低いので、その連絡はしなくていい」と回答。

およそ 1 時間のミーティングを経て、13 時 00 分頃、以下 3 点を決定し、ミーティングを終了した。

- 1、社員 A の発症前 3 日間の期間のうち、両国ショールームが稼働していた 2 日間の間に社員 A と接触した社外の方には、「社員 A の新型コロナウイルスに感染が判明したこと」「保健所の見解では濃厚接触者にあたらないため感染は考えにくいこと」「もしも不安なことがあれば、居住している地域の保健所に問い合わせをすること」の 3 つを通知する。なお、両国ショールームが稼働していた 2 日間の期間に社員 A と接触した社外の方は以下の通りである。
 - ☆ 9 日、営業用のリース車両の返却手続きに伴い社員 A と接触したリース業者
 - ☆ 9 日、社員 A の立ち合いのもと、両国ショールームのコピー機のメンテナンスを行った業者
 - ☆ 10 日、社員 A に内覧物件の鍵の引き渡しを行った仲介業者
 - ☆ 10 日、社員 A が契約手続きでご自宅までお伺いしたお客様
- 2、両国ショールームの社員の新型コロナウイルス感染が判明した旨を、公式サイトで公表する。
- 3、ビルの管理会社に、社員の新型コロナウイルス感染が判明した旨を連絡する。

この後、ミーティングで決定した通り、社外の接触者への連絡、社員の新型コロナウイルス感染が判明した旨の公式サイト上での公表、ビル管理会社への連絡を速やかに実施した。グループ全社に対しても、社員の新型コロナウイルス感染が判明した旨を書面で通達した。

一方、新型コロナウイルス感染が確認された社員 A は、管轄の保健所の手配で昼頃から医療機関に入院した。この後社員 A は 10 日間入院することとなるが、入院中には倦怠感、筋肉痛、肺の軽度の炎症が見られ、夕方に熱が一時的に 37.5℃ほどまで上がることがあったが、咳の症状はなかった。入院期間中はとくに治療は行われず、社員 A 本人は後に「治

療のための入院ではなく、隔離のための入院のようだった」と語った。

発症 6 日目（濃厚接触者 3 名及び感染者の家族が PCR 検査を受診）

社員 A が勤務していた両国ショールームの社員は全員在宅勤務、グループ会社は希望者のみ在宅勤務の体制に入った。

社員 A とは別フロアの社員 F が倦怠感を訴えたため、社員 C が保健所にコロナ感染の恐れがないか問い合わせた。保健所は「濃厚接触者ではないためコロナ感染者である心配はないと思われる。それでも心配であれば、症状が出ている本人が個人として自身が居住する地域の保健所に問い合わせを」と回答。社員 C は保健所の回答を社員 F に通達した。社員 F は問い合わせをせず、その後症状の悪化はなく自然回復した。

同日、専門の業者に依頼し、16 時 00 分～19 時 00 分の間に、両国ショールーム及びビル共用部分（エレベータやエントランスなど）の消毒を実施した。



消毒作業の様子

また、この日、濃厚接触者 5 名のうち 3 名、及び社員 A と同居する家族が、本人が居住する地域の保健所の手配で PCR 検査を無料で受診した。

発症 7 日目（濃厚接触者 3 名の陰性確認及び残り 2 名が PCR 検査を受診）

前日に PCR 検査を受けた濃厚接触者 3 名の陰性が確認された。

また、この日、濃厚接触者 5 名のうち残り 2 名が、本人が居住する地域の保健所の手配で PCR 検査を無料で受診した。

発症 8 日目（濃厚接触者残り 2 名及び感染者の家族の陰性を確認）

前日に PCR 検査を受けた濃厚接触者残り 2 名の陰性が確認された。また、前々日に PCR 検査を受けた社員 A の家族の陰性も確認された。

これを受けて、濃厚接触者 5 名全員及び社員 A の家族の陰性が確認された旨をグループ全社に通達。及び、新型コロナウイルス感染拡大は一切なかった旨を社外の方に連絡した。

発症 9～14 日目（両国ショールーム社員は在宅勤務を継続）

濃厚接触者 5 名及び社員 A の家族の陰性は確認されたが、両国ショールーム社員は予定通り在宅勤務の体制を、グループ会社は希望者のみ在宅勤務の体制を継続した。

この期間中、社員 A は入院していたが、体調が比較的良好なときを選び、リモートで以下の業務を行った。

- 1、発症 10 日目に、経営層 E とのリモート面談（約 1 時間）を実施。及び社内リモート会議（約 1 時間）に参加。
- 2、発症 14 日目に、社内リモート会議（約 2 時間）に参加。
- 3、電話及びメールによる顧客対応。

発症 15 日目（両国ショールーム及びグループ会社は通常営業を再開）

社員 A の発症から 14 日が経過したため、両国ショールーム社員及びグループ会社は通常営業を再開した。

この日、社員 A は担当医師の判断のもと退院した。体調はすでに概ね回復していたが、味覚・嗅覚は未だ回復していなかった。担当医師によれば、味覚・嗅覚の回復には発症から 2～4 週間かかることが多いとのことだった。

発症 16 日目（社員 A が通常勤務に復帰）

社員 A が通常勤務に復帰。

発症 19 日目（抗ウイルスコーティングを両国ショールームに実施）

両国ショールームにおいて、専門の業者に依頼し抗ウイルス除菌剤ダイヤニウムを使用した抗ウイルスコーティングを実施した。



抗ウイルスコーティングの様子

責任者コメント

このたびはお客様、取引業者様、また弊グループと同ビル内に在籍する他社様など、関係各所にご心配をおかけいたしました。弊グループの社員とそこご家族の方も気が気でなかったかと存じます。今回感染拡大を防ぐことができましたのは、皆さまのご理解とご協力の賜物です。誠にありがとうございました。

社員の新型コロナウイルス感染の知らせを聞いたとき、「これは大変なことになった」と大慌てでした。何せ初めてのことで、対応の経験もマニュアルもありません。保健所に何度も問い合わせ、インターネットで情報を収集し、まさに暗中模索の奮闘でした。

このたび弊グループは社員の感染の公表などの対応を行いました。当文書の記載の通り、保健所の方のお話ですと、感染者発生旨の公表・関係各所へのご連絡・社内消毒・勤務体制の切り替えなどの義務はなく、全て会社の判断に任されるそうです。社員の陽性が判明した翌日には、いわゆる”コロナ差別”を危惧して公表に反対する声もありました。しかし、もしも公表せずにいたら、社員に会社への不信感を抱かせたり、思わぬかたちで歪められた情報が広まったりする恐れがあります。また、社員の感染が判明してからの経過を貴重な情報として社会と共有することは、未知のウイルスへの対応でお困りの各企業の皆さまのお役に立つかと存じます。これらのことを考慮し、弊グループはこのたび、社員感染の旨の公表に踏み切りました。

今回の対応でとくに気を遣ったのが、感染した社員が肩身の狭い思いをしないようにすることです。都内の感染者数が増加の一途をたどる昨今、新型コロナウイルス感染は誰にでも起こりうること。感染した社員を責めないこと、本人が感染を気に病まないよう配慮することに注意を払いました。

一点心残りなのが、感染した社員に PCR 検査で苦勞させてしまったことです。彼がいくつもの医療機関に受診を拒否されたこと、濃厚接触者は無料で受けることができた PCR 検査を彼は自費で受けていたことは、後になってから知りました。本来であれば、社員が PCR 検査を無料でスムーズに受けられるように、会社側がサポートすべきだったと思います。また、そのような状況であっても検査を受け、熱が下がっても自宅から出ず、感染拡大を防いでくれた社員には頭が下がる思いです。

どこの会社でも、社員の新型コロナウイルス感染は十分に起こりえます。差し出がましいかもしれませんが、そのような事態になったときには、コロナ対応の経験者として以下の 4 点を留意しておくことをおすすめいたします。

1. 発熱などの症状があると、医療機関に受診を拒否されることが少なくないようです。医師の診察や PCR 検査を受けられず困っている社員がいたら、ぜひ会社側でサポートしてあげてください。
2. 社員の陽性が確認されたとき、会社は当該社員の直近 2 週間の行動履歴や接触者の情

報を保健所に提出しなければいけないので、陽性がわかった時点でそれらの情報をまとめておいた方がよいです。まとめた情報は保健所にメールで送れます。

3. 社員の陽性が確認されたとき、会社が在籍するビルの管理会社にはその旨をお伝えしておくべきだと思います。
4. 同じビル内の別テナント企業や関係各所へのご連絡、公表や社内消毒の是非、感染判明後の勤務体制の是非は、会社に判断が任されます。当社はこのたび公表を行いました。公表した場合、新型コロナウイルス感染者が確認された会社の所属であることを理由に、社員が周囲から避けられたり、あらぬ批判を浴びたりする恐れもあるそうですので、公表するかどうかなどの判断は慎重に行ってください。

今回の社員1名の感染につきましては、皆さまのご理解・ご協力もあり、弊グループは感染拡大の防止に成功いたしました。しかし、都内の新規感染者数が毎日のように報道される現在、弊グループの社員が再び新型コロナウイルスに感染する可能性は低いとはいえません。今後の業務におきましては、新型コロナウイルス感染症対策により一層努めてまいります。

以上